

「やましなお誕生おめでとう事業」協賛事業者募集要項

(平成29年度実施分)

平成29年4月12日

山科子ども支援センター
(山科区役所福祉部支援課内)

(※5月8日からは、山科区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室)

平成29年度

「やましなお誕生おめでとう事業」協賛事業者募集要項

山科区では、平成27年度から、地域で子育てを支援する風土づくりを推進するため、「やましなお誕生おめでとう事業」（以下「おめでとう事業」という。）を実施することとしております。

同事業の実施に当たり、子育て家庭をサポートし、地域の活性化を図ることを主眼に、同事業の趣旨に賛同し、出産のお祝いと子育て支援の気持ちを伝えるお祝いの品等を無償で提供していただける事業者を募集します。

1 「やましなお誕生おめでとう事業」の概要

山科区においては、乳児を養育する区内の子育て世帯のうち、希望する世帯に対して、地域の民生児童委員又は主任児童委員（以下「民生児童委員等」という。）が自宅を訪問し、地域の子育て情報やお祝いの品を提供しつつ、地域での子育て相談や孤立防止に取り組むこととしております。

平成27年度に山階、勸修、安朱及び百々の4学区でモデル実施し、平成28年度には9学区に拡大、平成29年度以降は区内の全13学区で実施することとしています。

※ 参考

- ・ 山科区の出生数：1056人（平成27年度出生数）
- ・ 訪問希望率の見込み：約26%（平成27年8月～12月実績）

2 用語の定義

- (1) **地元事業者** 山科区内に事業所がある法人や個人事業主をいう。
- (2) **協賛事業者** 本募集要項の規定に基づき物品の提供を申し込み、京都市山科区長（以下「区長」という。）が選定した者をいう。
- (3) **訪問希望者** 山科区内で乳児を養育している保護者のうち、「おめでとう事業」の利用を希望する者をいう。

3 募集内容

平成29年度の「おめでとう事業」実施に伴い、訪問希望者に贈呈する子育て物品又は特典のサービスを無償で提供する協賛事業者を募ります。

4 平成29年度協賛事業の期間

平成29年6月1日から平成30年5月31日まで

5 応募資格

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、次に掲げる資格を有する者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 京都市の市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
 - エ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと。
 - (ア) 申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
 - (イ) 申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。
 - (ウ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (エ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ 次の各号に掲げる業種又は事業者でないこと。
 - (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種
 - (イ) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
 - (ウ) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
 - (エ) 法律の定めのない医業類似行為を行う業種
 - (オ) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪

問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入を行う事業者。ただし、通信販売に関しては、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断するものを除く。

(カ) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者

(キ) 探偵社、身元調査会社等の業種

(ク) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(ケ) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けている事業者

(コ) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が関与している事業者

(サ) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

6 応募の条件

募集するお祝いの品又は特典のサービスは、それぞれ次の各号に掲げる条件をすべて満たすとともに、協賛事業の期間を通じて遅滞なく提供することができる物品とします。

(1) お祝いの品

- ① 子育てに使用する物品であり、「おめでとう事業」の趣旨に合致すること。
- ② 飲食物の場合は、店舗で引き換える引換券方式か、又は宅配を申し込む宅配申込券方式であること。その際の宅配の受付、配送等の業務も行うこと。
- ③ 重量が500g以下であること。
- ④ 包装全体の大きさが、縦・横・高さの合計が60cm以下であつて携行に支障がないこと。
- ⑤ 玩具等形状の小さいものは、誤飲防止の観点から直径39mm以上であること。

(2) 特典のサービス

- ① 2歳未満の子ども連れで利用できるサービスで、「おめでとう事業」の趣旨に合致すること。
- ② 健康の増進に寄与するサービスであること。

7 選定までの流れ

平成29年4月 日()	提出書類の受付開始
平成29年5月12日(金)	提出書類の受付締切
平成29年5月	書類審査 ヒアリング 選定結果通知 契約の締結 (注) ヒアリングは、必要に応じて実施します。

8 応募受付

(1) 受付期間

平成29年4月17日(月)から平成29年5月12日(金)まで(厳守)

※ 受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

(2) 受付場所

山科子ども支援センター(山科区役所福祉部支援課内)

(※5月8日からは山科区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室)

京都市山科区柳辻池尻町14-2

(3) 受付方法

受付期間内に持参により提出書類を提出してください。(提出書類に不備があった場合は受け付けられませんので、御注意ください。)

9 ヒアリング

応募受付後、内容確認のためヒアリングを実施する場合があります。

10 提出書類

- (1) 「やましなお誕生おめでとう事業協賛事業者応募申込書(様式第1号)」(以下「申込書」という。)に、次の書類を添付して提出してください。また、複数品目の提供をいただける場合は、1品目につき申込書1通を提出してください。

<添付書類>

事業形態や山科区内の事業所の所在が分かる書類(事業概要等)

- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていない者のうち、国内証券取引所上場企業又は法に基づき国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人以外の者については、上記(1)に加え、次に掲げる書類を添付してください。

<添付書類>

ア 申出者又は応募者が個人であるとき。

(ア) 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）

(イ) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないことの申立書（様式第2号）

(ウ) 誓約書（様式第3号）

イ 応募申込者が法人であるとき。

(ア) 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）
（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）

(イ) 誓約書（様式第3号）

(3) 必要に応じ、その他必要書類の提出を求めることがあります。

1.1 協賛事業者の選定

(1) 選定方針

区長は、応募のあった事業者の中から応募資格や応募内容を審査し、事業の趣旨に叶った適切な協賛事業者を選定します。

(2) 選定の取消

協賛事業者が次のア～オのいずれかに該当したときは、選定を取り消すことがあります。また、選定の取消により協賛事業者に損害が生じた場合であっても、山科区は賠償義務を負わないものとします。

ア 国税，地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け，又は倒産若しくは破産するおそれがあるとき。

イ この契約の締結及び履行に際し，不正の行為があったとき。

ウ 協賛事業者がこの契約，要項等に違反したとき。

エ 協賛事業者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者と判明したとき。

オ 前各号に掲げるもののほか，協賛事業者が法令に違反し又はそのおそれがあり，社会的信用を大きく低下させたとき。

1.2 協賛事業者についての広報

(1) 山科区においては、「おめでとう事業」の案内チラシに協賛事業者の名称・住所を掲載した一覧表を添付し，お祝いの品等を紹介するとともに，協賛期間中，これを山科区役所のホームページに掲載します。

(2) 協賛事業者は，お祝いの品のほか，自社商品等の紹介チラシを同封することができます。ただし，当該同封するチラシについてはA4サイズまでのものとし，事前に区長の許可を得たものに限ることとします。

1.3 その他

特典のサービスを提供する事業者は、提供するサービスの内容に関するチラシも提供してください。（A4サイズ）

この募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、別途協議することとします。